

第四次川越市地域福祉計画（原案）に関する 意見公募手続きの結果について

1 意見公募手続きの概要

(1) 募集期間

令和2年11月20日（金）～令和2年12月19日（土）

(2) 募集対象者

- ①市内に住所を有する者
- ②市内の事業所等に勤務する者
- ③市内の学校に在学する者
- ④その他この案に関し利害関係を有する者

(3) 閲覧方法

①閲覧場所

福祉推進課（本庁舎1階）・市民センター・川越駅西口連絡所（U
__PLACE3階）・公民館・図書館・健康づくり支援課（総合保
健センター1階）・オアシス

②川越市ホームページからの閲覧

(4) 意見提出方法

- ①直接持参
- ②郵送
- ③ファックス
- ④市ホームページからの電子申請

2 意見公募手続きの結果

- (1) 意見提出者 2名
- (2) 意見件数 14件

3 意見の概要と市の考え方

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方は、次のとおりです。

第四次川越市地域福祉計画（原案）に関する意見に対する市の考え方

No.	頁	ご意見の概要	対応	市の考え方
1	全体	素晴らしい計画だが、単なる理想論である。市と市社協が福祉課題を抱える住民を排除する地域を作っており、本人や家族を置き去りにした当事者不在の机上の空論である。職員だけが集まり、いくら会議を行ったところで、本人や家族が抱える福祉課題の解決に繋がらない。 当事者抜きに、当事者のことを決めるのは論外である。	D	計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。 なお、福祉課題を抱える本人や家族への支援については、会議に本人や家族が出席して意見を述べることも想定しており、当事者の意向を踏まえ行ってまいります。
2	全体	計画の実行に関わる市の職員が最優先させるべき事案を放置せず、早急に対応してほしい。	D	計画に基づいて取組等を着実に進め、福祉課題の改善・解決に努めてまいります。
3	34	誰一人取り残さない地域づくりをするには、地域住民が率先して近所の住人に対して挨拶したり、困ったら助ける、市につなぐ役割を担うなどが必要ではないか。	B	ご意見のとおり認識しており、ご近所における挨拶・交流の促進や、地域活動者等が困り事を相談支援機関につなぐことなどを計画に記載しております。
4	34	「誰かにやってもらう。」ではなく、と「できるように支える。」を削除する。 地域で暮らしている人の中には、自分で自分のことができない人もいます。手伝ってもらうことはあっても、手伝うことができない人もいます。	A	地域共生社会の実現のためには、「自助」「互助」「共助」「公助」が相互に連携することが大切であると考えており、ご意見を踏まえ、次のとおり変更しました。 変更内容:「誰かにやってもらう」ではなく を削除

【対応】

A計画に反映させたもの
C今後の参考とするもの

Bすでに反映されているもの
Dその他

No.	頁	ご意見の概要	対応	市の考え方
5	35	図にある相談機関に相談したが、何の解決にもなっていない。理想ではなく実行が必要である。	C	頂いたご意見については、今後の事務の参考とさせていただきます。
6	36	地域福祉ネットワーク会議および地域福祉総合支援会議に本人と家族を参画参加させるべきである。本人や家族の意向に基づいてサポートすべきであり、サポートする側が勝手に行うべきではない。	D	現段階では、ご意見にある2つの会議への本人や家族の参加は考えておりませんが、これらの会議とは別に、必要に応じて当事者が出席し、支援調整を行う会議の開催を想定しております。
7	36	市民から相談があった際、市民にフィードバックするフローになっているが、確実にフィードバックがなされるよう明記し、現場も実行することが必要である。	B	計画に基づいて取組等を着実に進めてまいります。
8	46	児童生徒に学ばせる前に、小中学校の教職員がまず福祉教育、福祉を学ぶことが必要である。	B	児童生徒への指導とともに、教職員の研修についても努めてまいります。
9	69	幼少期に受けた虐待体験と非行犯罪傾向に関連があるとの記載は、虐待を受けた子どもは非行犯罪を起こすと誤解をあたえかねない。よってこの部分は全文削除する。	A	ご意見を踏まえ、次のとおり変更しました。 変更内容： <u>非行・犯罪要因の1つとして、幼少期に受けた虐待体験との関係性が指摘されていることから～</u>
10	69	課題解決のために相談を何度もしたが、関連各課への連携協力もせず放置している。「すべての人が生き生きと暮らせるまちの実現」ではなく、一部の人が除外されている。	C	頂いたご意見については、今後の事務の参考とさせていただきます。

【対応】

A計画に反映させたもの
C今後の参考とするもの

Bすでに反映されているもの
Dその他

No.	頁	ご意見の概要	対応	市の考え方
11	38	「他機関との連携」「行政組織の横の連携」がうたわれているが、実際は全くできていない。関係機関だけでいくら話しても無意味で、調整は本人や家族の意向を尊重し、一緒に調整することを明記する。	A	令和2年に開設した福祉総合相談窓口では、福祉課題を抱える方への支援を本人や家族の同意のもと行っておりますが、ご意見を踏まえ、次のとおり変更しました。 変更内容： <u>本人の意向を尊重した支援内容を定めた計画を作成</u> ～
12	46	「精神保健に関する普及啓発」事業の一環、又は単独事業として「高次脳機能障害に関する普及啓発」を計画に位置づける。	C	頂いたご意見については、担当課へ伝えさせていただき、今後の事務の参考とさせていただきます。 なお、高次脳機能障害を含む障害に関する情報につきましては、市のホームページ等の各種媒体により、障害に関する理解が深められるよう普及啓発に努めております。
13	51	高次脳機能障害当事者・家族が集まる場を設けることを計画に記載する。	C	頂いたご意見については、担当課へ伝えさせていただき、今後の事務の参考とさせていただきます。
14	68	「*14 認知症、知的障害、精神障害など」と記載されているところを、「*14 認知症、統合失調症、知的障害、高次脳機能障害、遷延性意識障害」と直す。	A	ご指摘を踏まえ、並列で表記していたものについて、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を引用し、「精神障害など」という表記を「その他の精神上的障害」へ変更します。統合失調症、高次脳機能障害、遷延性意識障害についても、対象に含まれるものと考えております。

【対応】

A 計画に反映させたもの
C 今後の参考とするもの

B すでに反映されているもの
D その他

No.	頁	ご意見の概要	対応	市の考え方
				変更内容：認知症、知的障害、 <u>その他の精神上的障害</u> があることにより～

【対応】

A計画に反映させたもの
C今後の参考とするもの

Bすでに反映されているもの
Dその他